

○宮崎大学農学部附属フィールド科学教育研究センター共同利用運営委員会規程

〔平成 24 年 11 月 22 日〕
制 定

改正 平成 29 年 3 月 17 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、宮崎大学農学部附属フィールド科学教育研究センター共同利用規程第 4 条第 2 項の規定に基づき、宮崎大学農学部附属フィールド科学教育研究センター共同利用運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定める。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 農学部附属フィールド科学教育研究センター（以下「センター」という。）の共同利用に係る公募に関する事。
- (2) センターの共同利用に係る年度利用計画に関する事。
- (3) その他センターの共同利用に関する事。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の委員をもって組織し、田野フィールド及び住吉フィールドのそれぞれに委員会を置く。

- (1) センター長
 - (2) 農学部教員 2 人
 - (3) センターの共同利用に関わる宮崎大学以外の大学に所属する有識者 3 人以上
- 2 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、前条第 1 項第 1 号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を主宰する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第 5 条 委員会は、その委員の総数の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 6 条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を認め、意見を聴くことができる。

(事務)

第 7 条 委員会に関する事務は、センター事務係が処理する。

(雑則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 24 年 11 月 22 日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に選出される第 3 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の委員の任期は、同条第 2 項の規定にかかわらず、平成 26 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 3 月 17 日から施行する。